

介護雇用管理改善等計画の改正について(概要)

参考1

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第6条において「厚生労働大臣は、介護労働者の福祉増進を図るために基づく計画を策定する」と規定されていること

<主な内容>

第1 計画の基本的考え方

計画策定の目的:介護労働者が生き生きとやりがいをもつて働くことの
できる魅力ある職場づくりを力強く支援
計画期間:平成27年度～平成32年度(毎年実施状況を審議会に報告)

第2 介護労働者の雇用の動向

雇用の動向

①介護職員数、②過不足状況、③公共職業安定所における職業紹介
状況、④就業形態等、⑤賃金、⑥採用・離職等の状況、⑦仕事の満足度、
⑧仕事の悩み・不安・不満

第3 計画の目標

1. 一層の職場定着を図る
○ 介護職員の離職率 全産業との乖離をできる限り縮小
2. 相談業務の成果を出す
○ 介護労働安定センターが相談を受けた事業所の離職率 14.0%以下
3. 小規模事業所・開設間もない事業所への相談訪問は
全訪問件数の50%以上
4. 能力開発業務の成果を出す
○ 介護労働講習修了後3か月時点の就職率は継続的に85%以上
5. 雇用管理責任者の選任を促す
○ 雇用管理責任者を選任した事業所 全事業所の50%以上
6. 雇用管理責任者講習の受講を契機とした雇用責任者選任事業所 受講者所属事業所の80%以上
7. 教育・研修計画の立案を促す
○ 教育・研修計画を立てている事業所 60%以上
8. 仕事と生活の調和
○ 政府全体で有給休暇取得率の目標 70%以上

第4 施策の基本となるべき事項

1. 雇用管理の改善
○ 雇用管理の改善のための相談、援助の実施
○ 介護労働安定センターによる事業主からの多種多様な相談にきめ細かく対応。
2. 雇用管理制度の導入・実施や介護労働者の身体的負担の軽減のための介護機器助成等。
○ 雇用管理責任者講習の実施
○ 雇用管理全般に関する知識やノウハウを取得するための、雇用管理責任者講習を行うとともに、雇用管理責任者の選任を一層促す有効な方策の検討を行う。
3. 公共職業安定所と介護労働センターとの連携強化
○ 法定労働条件の確保 等
○ 職業能力の開発及び向上
○ 介護労働安定センターによる介護労働者の能力開発
○ 介護労働安定センターによる介護労働講習の実施や、国による離職者等に対する公的職業訓練の実施。
○ 能力開発に関する相談援助
○ 介護労働安定センターによる、キャリア形成に関する相談援助や研修計画の作成支援等の相談援助。
○ 能力開発・キャリアアップを支援する助成金等の活用促進 等
4. その他介護労働の人材確保や福祉の増進を図る
○ 講じよぐべき事項
5. 1. 人材確保
○ 公共職業安定所による求職者に対する就職支援、求人者に対する助言・指導
2. 処遇の改善
○ 條件と水準の向上を含めた処遇改善の確実かつ継続的実施 等